

営業許可が必要な業種（申請手数料一覧）

※新規申請手数料について：カッコ内は臨時的営業の手数料です。

業種	主な営業形態	申請手数料（円）
飲食店営業	食堂、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、レストラン、スナックなどの営業及び弁当、サンドイッチなどの製造販売 キッチンカー、屋台、自動車での営業	17,000 (8,500)
調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	コップ式自動販売機など	7,000
食肉販売業	牛肉、豚肉、鶏肉などの細切、販売（容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのまま販売する場合を除く）	10,500 (5,250)
魚介類販売業	鮮魚介類の販売（魚介類を生きているまま販売する場合、容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのまま販売する場合を除く）	10,500 (5,250)
魚介類競り売り営業	魚介類市場において競りの方法で鮮魚介類を販売	23,000
菓子製造業	パン、ケーキ、和菓子などの製造	17,000 (8,500)
乳製品製造業	粉乳、練乳、発酵乳、クリーム、バター、チーズなどの製造	23,000
食肉製品製造業	ハム、ソーセージ、ベーコンなどの製造	23,000
水産製品製造業	魚肉練り製品、あじの開き、明太子などの製造	17,000
アイスクリーム類製造業	アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデーなどの製造	17,000
清涼飲料水製造業	ジュース、ミネラルウォーター、生乳を使用しない乳酸菌飲料・乳飲料などの製造	23,000
氷雪製造業	氷の製造	23,000
液卵製造業	鶏卵から卵殻を除いたものの製造	23,000
食用油脂製造業	食用油脂、マーガリン、ショートニングなどの製造	23,000
みそ又はしょうゆ製造業	みそ、しょうゆ、みそ加工品、つゆなどの製造	17,000
酒類製造業	酒類の製造	17,000
豆腐製造業	豆腐、油揚げ、おからドーナツ、がんもどきなどの製造	17,000
納豆製造業	納豆の製造	17,000
麺類製造業	うどん、そば、中華麺、パスタなどの製造	17,000
そうざい製造業	煮物、焼物、揚物、蒸し物、酢の物などのそうざい、そうざいに米飯やパンを組み合わせたものの製造	23,000
複合型そうざい製造業	そうざい製造業とあわせて、食肉処理業または菓子製造業、水産製品製造業または麺類製造業に係る食品の製造	34,500
冷凍食品製造業	そうざい、農水産物の冷凍品の製造	23,000
複合型冷凍食品製造業	冷凍食品製造業とあわせて、食肉処理業または菓子製造業、水産製品製造業または麺類製造業に係る食品の製造	34,500
密封包装食品製造業	密封包装食品で、保存に冷凍又は冷蔵を要しないものの製造	23,000
漬物製造業	漬物の製造	17,000
添加物製造業	添加物の製造および小分け	23,000
乳処理業	生乳の処理	23,000
特別牛乳搾取処理業	特別牛乳の処理	23,000
集乳業	生乳の集荷、保存	17,000
食肉処理業	肉の分割細切、ジビエの処理	23,000
食品の放射線照射業	ばれいしょの発芽防止のための加工	23,000
食品の小分け業	菓子、麺類、食肉製品などの食品の小分け	17,000

※営業許可の要否、または該当する業種が不明である場合などはお問い合わせください。

※倉敷市では食品衛生関係手数料の収納事務を倉敷市食品衛生協会に委託しています。